

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 9 月 13 日

株 主 各 位

東京都港区芝二丁目 5 番 6 号  
株式会社 J ス ト リ ー ム  
代表取締役会長兼社長 白石 清

当社は、平成 25 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）付をもって、当社定款第 6 条を変更し、550,000 株から 55,000,000 株といたしますので、お知らせいたします。

以 上

### お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関する案内は、平成25年11月上旬にお届出ご住所にお送り申し上げる予定です。
- 平成25年10月1日（火曜日）付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 上記株式分割に併せ、平成25年10月1日（火曜日）付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。これにより平成25年9月26日（木曜日）付をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更となります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関  
連絡先

三井住友信託銀行株式会社  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）